	所管部(局)・課 有明海再生・環境課									5課	
法令名		土壤汚染対策法施行規則					令の番号 平成14	平成14年環境省令第29号			
許認	許認可等の種類		指示措置等と一体の土地形質変更に係る確認申請				<b>0.</b> 条項 第45条	第45条			
審査基準	当該申請に係る。 合に限り、第四 一 当該申請に 二 当該申請に 三 当該申請に	上地の形 四十三条 係る土地 係る土地	第二号の確認をする の形質の変更とそれ の形質の変更の施行 の形質の着手予定日	のいずれるのとなった。	をして行われる指示措 第四十三条第二号の環 了予定日が法第七条第	置等一項	との間に一体性が認め 臣が定める基準に適合 の期限に照らして適当	していること認め	られる		
受付機関		型 機関	有明海再生·環境 課	交付 機関	有明海再生・環境課	""	性処理期間 (当該期 こは初日を算入する	14日	目次 NO	<del>-</del> 1	
(成)美	· 允 环	1成民	环	1成(天)		こととし、閉庁日を含め					
						ない)					
							標準経由期間	日	-		

				д			所管部(局)・	課 有明海再	生・環境	<b>意課</b>	
法令名		土壤汚染対策法施行規則				法全	令の番号 平成	4年環境省令	第29	2 9 号	
許認可	可等の種類	指示措置	置等と一体の土地形質	質変更に	 こ係る確認申請	根担	処条項 第45	5条	<del></del> 条		
審查基準	(要措置区域内に 第九条 要措置区: 一 略 二 通常の管理: 三 略 二 生壌汚染第二号 一 略 二 指示措置等 の 確認を受け 三 略	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの 略 壌汚染対策法施行規則 第四十三条第二項 第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。 略 指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事 の確認を受けたもの									
受付機関	有明海再生・環		有明海再生•環境	交付 機関	有明海再生・環境課		準処理期間(当該期間 さ知りな第3 <del>ま</del> える	,	目次	-2	
機関	境課	機関	課	機関			は初日を算入するこ とし、閉庁日を含めな		NO		
İ						(۱ پا (۱ پا		•			
						ĺ	標準経由期間	日	_		